

令和3年4月26日

県立農業高等学校
保護者・生徒の皆様

県立農業高等学校
校長 澤井 正志

兵庫県における緊急事態宣言が発令されたことを踏まえた本校の対応について

緊急事態宣言が発令されたことを受け、県教育長から通知がありました。この通知に則り、本校でも引き続き感染防止対策を徹底するとともに、教育活動を下記のとおり実施していきますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 教育活動

(1) 本県に緊急事態宣言の期間が延長されたことを踏まえ、引き続き感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

本県に緊急事態宣言が発出されている期間（5月11日まで）は、県外における活動（修学旅行を含む）を行いません。

ただし、令和2年度から令和3年度に延期している修学旅行及び既に実施中の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況を踏まえ、各学校で実施の可否を判断します。

感染防止対策として、特別時程を実施します。（5月11日（火）まで）

【緊急事態宣言中の特別時程】

9時30分始業 40分×6校時授業

(2) 下記の感染防止対策を徹底します。

- ・感染のリスクが高いとされている活動は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。

- ・ 食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置を行うとともに、食事中はマスクを外しての会話は行わない。
- ・ 生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる。
- ・ 生徒、教職員に対して 20 時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。

2 部活動

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とします。
 - ・ 活動時間は、「いきいき運動部活動」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日 4 日 2 時間以内、土日いずれか 1 日 3 時間以内を厳守します。
 - ・ 練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数にするなど、移動人数を最小限にとどめる。
 - ・ 更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
 - ・ 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける
- (2) 本県に緊急事態宣言が発出されている期間（5月11日まで）は、大会（※を除く）、合宿は行いません。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

3 心のケア

今年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応します。

- ・ 生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充など)
- ・ キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進